

港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会開催要綱

制定 平成21年1月20日

(開催目的等)

第1条 大阪港内の防波堤、波除堤、護岸及び廃棄物埋立護岸において、大阪市港湾施設条例第9条第1項第4号に係る立入禁止区域を指定するにあたり、立入禁止に指定する区域の選定等について、幅広い観点から検討を行い、意見を聴取するため、港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討内容)

第2条 検討会は、次の事項について検討し、本市に対して意見を述べるものとする。

- (1) 立入禁止に指定する区域の選定に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討を行うために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、外部の委員5名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(運営)

第5条 検討会は委員長が召集する。ただし、委員委嘱後初の会議は市長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、港湾局経営管理部及び同局計画整備部において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から施行する。